

# 令和8年度

## 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収の手引き

### 目次

#### 特別徴収について

1. 特別徴収とは (P1)
  - (1) 特別徴収義務者の指定
  - (2) 給与支払報告書の提出
2. 特別徴収税額の通知 (P1)
  - (1) 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)
  - (2) 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)
3. 特別徴収税額の徴収 (P2)
4. 特別徴収税額の変更 (P2)
5. 従業員等の異動に伴う手続き (P2)
  - (1) 退職等の場合
  - (2) 転勤(転職)等により特別徴収を継続する場合
  - (3) 就職等により特別徴収に切り替える場合
6. 特別徴収税額の納入 (P3, P4)
  - (1) 納入方法
  - (2) 納入金額の変更
  - (3) 納入場所
  - (4) 納入期限一覧
  - (5) 特別徴収税額の納期の特例
  - (6) 納入期限を過ぎて納入する場合
7. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収 (P4, P5)
  - (1) 税額の計算方法
  - (2) 納入期限
  - (3) 納入書及び納入申告書の記入
8. 異動届出書・変更届出書の記入例 (P6~P9)
  - ・特別徴収から普通徴収へ切替
  - ・退職時に残りの税額を一括徴収
  - ・転勤(転職)先で特別徴収を継続
  - ・普通徴収から特別徴収へ切替
9. 提出書類の様式 (P10~P13)
  - ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
  - ・市民税・県民税・森林環境税特別徴収への変更届出書
  - ・特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
  - ・市民税・県民税・森林環境税(特別徴収税額)指定通知書

### 柳井市 税務課 市民税係

#### 【お問い合わせ先】

〒742-8714  
山口県柳井市南町一丁目10番2号  
電話(0820)22-2111  
内線 133・134

# 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

## 1. 特別徴収とは

事業主（給与支払者）が、毎月支払う給与から従業員等（パートやアルバイト、役員等も含みます）の個人市・県民税（個人住民税）及び、森林環境税を徴収（天引き）し、納税義務者である従業員等に代わって、市区町村に納入していただく制度です。

この制度において、従業員等の個人市・県民税を特別徴収する義務を負う事業主（給与支払者）を「特別徴収義務者」と言います。

事業主（給与支払者）・・・特別徴収義務者  
従業員等（給与所得者）・・・納税義務者

### (1) 特別徴収義務者の指定

従業員等に対して給与の支払いをする事業主のうち、所得税の源泉徴収義務がある事業主は、すべて特別徴収義務者として指定され、従業員等の個人市・県民税・森林環境税を特別徴収していただくことになっています（地方税法第321条の4）。事業主や従業員等の意志で特別徴収するかどうかを選択することはできません。



### (2) 給与支払報告書の提出

従業員等へ給与を支払った事業主は、給与支払額の多少にかかわらず、『給与支払報告書』を作成し、毎年1月31日までに各市区町村に提出をお願いします。

また、提出する給与支払報告書の内、普通徴収の対象となる従業員がいる場合は、『個人住民税の普通徴収への切替理

由書』の提出をお願いします。用紙は市のホームページからダウンロードが可能です（特別徴収を実施している事業主には毎年11月末頃に送付いたします）。

普通徴収の対象となる従業員は、以下の場合のみです。

- ・退職者（退職予定者を含む）
- ・給与が少なく税額が引けない
- ・他の事業所で特別徴収として扱う乙欄該当者

※前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている在職する全ての従業員等（アルバイト・パート・役員等も含みます）から個人住民税を特別徴収していただく必要があります（地方税法第321条の4）。

## 2. 特別徴収税額の通知

事業主に対して、毎年5月31日までに「特別徴収税額の決定通知書」を送付いたします。下記の通知は個人情報に記載している重要な書類ですので、紛失・保管にご留意ください。

### (1) 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)

事業主が毎月、各従業員等から徴収し、納入していただく税額を記載しております。また、通知にはマイナンバーを記載しておりません。ただし、eLTAXでの提供を除きます。

### (2) 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

各従業員等に個人市県民税の特別徴収税額を通知するためのものです。圧着しておりますので、開封せずにそのまま各従業員等へお渡しください。また、電子データでの受け取りを選択された場合の配布方法は、eLTAXホームページをご参照ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp>

退職等により、この通知を従業員等に交付できない場合は、『特別徴収に係る給与所得者異動届出書』（P10に掲載）に添えてご返送ください。

### 3. 特別徴収税額の徴収

『特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）』に各従業員ごとの税額が記載してありますので、6月以降各月に支払われる給与から月割額を天引きして徴収してください。

### 4. 特別徴収税額の変更

当初通知した特別徴収税額に変更があった場合には、『特別徴収税額の変更通知書』を送付します。

この場合は、変更後の通知書により以後の月割額を徴収してください（変更通知書には変更のあった従業員等についてのみ記載してあります）。

税額に変更があっても納入書は再送付しておりませんので、当初に送付した納入書に印字された金額を、変更後の金額に訂正のうえ納入してください。（次ページ参照）

### 5. 従業員等の異動に伴う手続き

従業員等に退職や転勤、就職等の異動が生じた場合には、P6～P9の記入例を参考のうえ、『特別徴収に係る給与所得者異動届出書（以下『異動届出書』）』又は『市民税・県民税・森林環境税特別徴収への変更届出書（以下『変更届出書』）』を異動のあった月の翌月10日までに提出してください。

届出書は手引きのP10又はP11の様式をコピーして使用していただくか、柳井市のホームページよりダウンロードしてご利用ください。

この届出書の提出が遅れますと、異動した従業員等の税額まで事業主の滞納額となります。また、本市の事務処理も遅れるため従業員等に一度に多額の負担をかける結果となることもありますので、期限までに必ず提出してください。

※年度途中で税額が変更となる場合があるため、非課税の方や、6月分のみで既に納税が終わっている従業員等に異動がある場合も、届出書の提出をお願いいたします。

### (1)退職等の場合

従業員等が退職や休職等をした場合は、特別徴収税額の内、未徴収の税額を「普通徴収」又は「一括徴収」の方法で納入していただきます。

#### ①普通徴収

特別徴収できなくなった残りの税額を普通徴収に切り替え、柳井市から従業員に直接通知し、納付していただきます。

#### ②一括徴収

次の場合には、未徴収の税額を給与又は退職手当等から一括徴収し、納入してください。

#### ●退職等の日が令和8年6月1日～12月31日

従業員等より一括徴収の申出があれば、未徴収税額をまとめて徴収してください。

#### ●退職等の日が令和9年1月1日～4月30日

従業員等からの申し出にかかわらず、未徴収税額を必ず一括徴収してください（未徴収税額が給与、退職手当額を超える場合、または、死亡による退職等の場合を除きます）。

### (2)転勤(転職)等により特別徴収を継続する場合

新しい勤務先で特別徴収を継続される場合は、新しい勤務先に何月分から特別徴収できるかを確認していただき、その勤務先に月割額を連絡した上で異動届出書を提出してください。

### (3)就職等により特別徴収に切り替える場合

年度途中で特別徴収に切り替える場合は、納期限を過ぎておらず、かつ納付済みでない普通徴収分を特別徴収に切り替えるようになりますので、従業員等に何期分まで納付しているかご確認いただいたうえで変更届出書を提出してください。なお、特別徴収の開始月は、変更届出書を提出する月の翌月以降を記入してください。

## 6. 特別徴収税額の納入

### (1) 納入方法

各従業員等から徴収した月割額の合計額を、税額通知書に同封した納入書により各納期限までに納入してください。

納入書不要とご連絡いただいている場合は、納入書を送付していませんので、納入書が必要になった場合は、柳井市税務課市民税係までご連絡ください。

### (2) 納入金額の変更

退職や転勤等の異動に伴い、特別徴収税額に変更が生じた場合は、納入書を次のとおり訂正してお使いください。

山口県柳井市		個人住民税・個人県民税 森林環境税(特別徴収分)		納入書	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
352128	01590-7-960021	柳井市会計管理者			
〇〇年 〇〇月分	指定番号	納入金額(1)			
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇		円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (退職所得)	退職 所得分		
		〇〇〇〇	15000		
納期限 〇〇年〇〇月〇〇日		延滞金	〇〇〇〇		
日計		〇〇〇〇	〇〇〇〇		
		合計欄	65000		
(特別徴収納税者) 住所 〒742-8514 又は 所在地 柳井市南町一丁目10番2号		収 日			
氏名 又は 名称 〇〇株式会社		付 印			
上記の通り納入します。		(金融機関又はゆうちょ銀行、郵便局保管)			

納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消してください。

納入金額(2)の給与分と合計額の欄に変更後の金額を記入してください。

納入金額欄には「¥」記号は記入しないでください。

### (3) 納入場所

#### ●柳井市指定金融機関、収納代理金融機関

(市内/市外を問いません。)

- ・山口銀行
- ・ゆうちょ銀行、郵便局

特別徴収税額の納入先として中国地方以外のゆうちょ銀行・郵便局を希望される場合、P13の『指定通知書』に希望のゆうちょ銀行・郵便局名を記入のうえ、第1回目の納入書とともに、そのゆうちょ銀行、郵便局へ提出してください。

- ・広島銀行
- ・西京銀行
- ・もみじ銀行
- ・北九州銀行
- ・東山口信用金庫
- ・中国労働金庫
- ・山口県農業協同組合  
(旧南すおう農業協同組合)
- ・山口県漁業協同組合柳井港支店

#### ●柳井市役所、各出張所、西平郡連絡所

### (4) 納入期限一覧

	徴収月	納入期限
第1回	令和8年6月分	令和8年7月10日(金)
第2回	7月分	8月10日(月)
第3回	8月分	9月10日(木)
第4回	9月分	10月13日(火)
第5回	10月分	11月10日(火)
第6回	11月分	12月10日(木)
第7回	12月分	令和9年1月12日(火)
第8回	令和9年1月分	2月10日(水)
第9回	2月分	3月10日(水)
第10回	3月分	4月12日(月)
第11回	4月分	5月10日(月)
第12回	5月分	6月10日(木)

※直接機械で読み込みますので、汚したり折り曲げたりせず、丁寧に記入してください。

※退職等により未徴収税額を一括徴収する場合も、上記のとおり、納入する月の納入書の金額を訂正してご使用下さい。

(例：10月分と一緒に11月分～翌年5月分までの市県民税も一括徴収した場合、11月分～翌年5月分までの納入書を使用せず、10月分の納入書を訂正して使用します。)

※書き損じた場合等には、「納入書」の末尾に添付してある予備の納入書(2枚あります。)を使用してください。

### (5) 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける従業員等（柳井市外の従業員も含む）が常時10人未満である事業主は、申請により特別徴収税額を毎月納入せずに、年2回にまとめて納入することができます。（地方税法第321条の5の2）

この制度を利用するには申請書を提出し、市長の承認を得る必要があります。詳しくは、柳井市役所税務課市民税係までお問い合わせください。

### (6) 納入期限を過ぎて納入する場合

#### （延滞金）

納入期限を過ぎて納入する場合、次の率により計算した額の延滞金を月割額とあわせて納入してください。

延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じて税額（全額が2,000円未満の場合はその全額を、また、全額が2,000円以上の場合は1,000円未満の端数金額は切り捨てます。）に、年14.6%と延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とのいずれか低い割合（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし、7.3%を上限とする。）で計算した延滞金に加算されます。ただし、算出した延滞金額が1,000円未満の場合にはその全額を、また、延滞金額が1,000円以上の場合には100円未満の端数金額を切り捨てます。

※延滞金特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年9月から前年8月における平均に、1%を加算した割合

#### （督促料）

柳井市より督促状を発送している場合には、延滞金のほかに督促手数料として100円を加算して納入してください。

また、督促状を発送しても納入がない場合には、滞納処分をすることがあります。

これらの延滞金、督促手数料及び滞納処分費は、すべて事業主の負担になりますのでご注意ください。

## 7. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得にかかる個人市民税・県民税は、退職手当等の支払者がその支払いを行うときに税額を計算し、支払金額から特別徴収して、退職者が退職した年の1月1日現在にお住まいの市区町村に納入します。

#### ※退職所得とは

所得税法第30条第1項に規定する退職所得及び同法第31条に規定する退職所得とみなされる一時金のことで

#### ※死亡した者に支払う退職金

死亡により退職した者に支払う退職所得で、その者の相続人等に支払われることになったものは個人市民税・県民税は課税されません。

### (1) 税額の計算方法

退職所得※1		税率		税額※1	
$\left[ \begin{array}{c} \text{退職手当の} \\ \text{支払金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{※2} \\ \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right] \times \frac{\text{※3}}{2}$	×	市民税	県民税	=	市民
		6%	4%		税額

※1 退職所得の金額に、千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てます。また、税額（市民税額、県民税額）に百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てます。

※2 退職所得控除額は、以下で算出します。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※3 平成25年1月1日以後、勤続年数5年以下の「法人役員等」に支払われるべき退職手当等に係る計算については、2分の1とする措置は適用されません。「法人役員等」とは、以下の者を言います。

①法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、

監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者

- ②国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③国家公務員及び地方公務員

また、令和4年1月1日以後、勤続年数が5年以内の「法人役員等以外」に支払われるべき退職手当等に係る計算は、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分は2分の1を乗じないで計算します。

## (2)納入期限

特別徴収した月の翌月10日（土日、祝日の場合はその翌日）までに、金融機関等で納入してください。

## (3)納入書及び納入申告書の記入

<表面>

納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消してください。

納入金額(2)の給与分と合計額の欄に変更後の金額を記入してください。

※納入済通知書の納入金額欄には「¥」記号は記入しないでください。

<裏面>

日付、及び退職所得に係る市・県民税を特別徴収した人員を記入してください。

退職手当等の支払金額の合計額と、退職所得に係る市・県民税の特別徴収税額の合計を記入してください。

※法人の方は法人番号を記入のうえ、提出してください。個人事業主の方は、銀行に提出する納入書の裏面には何も記載せず、別途予備でお送りしている納入書の裏面を使い、納入申告書を作成し、個人番号を記入のうえ、直接市役所税務課まで提出（郵送）してください。

## 8. 異動届出書・変更届出書の記入例

6ページ～9ページ

## 9. 提出書類の様式

10ページ 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

11ページ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収への変更届出書

12ページ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

事業主（特別徴収義務者）の所在地・名称等に変更がある場合、必要事項を記入のうえ提出してください。

13ページ 市民税・県民税・森林環境税(特別徴収税額)指定通知書

(各提出書類はコピーして使用、または柳井市のHPよりダウンロードできます)

異動届出書の記入例（特別徴収から普通徴収へ切替）  
柳井 一郎さんが9月30日で退職し、残税額を本人が納付する場合

異動者の年税額を記入してください。

給与から徴収した月および税額の合計を記入してください。

年税額から徴収済額を差し引いた金額を記入してください。

異動の生じた年月日を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに提出してください

令和〇年〇月〇日提出 (宛先) 柳井市長		給与支払者 (特別徴収義務者) 給与支払者の個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		※柳井市記入欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 特別徴収義務者指定番号 0000012345	
		所在地 〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号		連絡先 部署名及び担当者 〇〇課 山口 花子	
		氏名又は名称 〇〇株式会社		電話番号 (0820) 22-〇〇〇〇	
給与所得者 個人番号 0 0 0 0 0 0 0 8 7 1 1		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 25,300	(イ) 徴収済月 6月から 9月まで	(ウ) 徴収済額 (ア)-(イ) 8,500	未徴収税額 (ア)-(イ) 16,800
フリガナ ヤナイ イチロウ 氏名 柳井 一郎 旧姓 ( ) 生年月日 H6年 1月 2日 1月1日現在の住所 柳井市南町一丁目10番0号 現住所 柳井市南町一丁目10番1号 ※給与の支払いを受けなくなった後の住所					異動年月日 令和〇年 9月 30日 異動の事由 ① 退職 2. 転勤・転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 ( ) 異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ③ 普通徴収 (残額を本人が納付)

該当する番号を○で囲んでください。

3の普通徴収を○で囲んでください。

1. 特別徴収継続（納税者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目も記入してください。）

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	法人番号	◎転勤の場合(特別徴収継続) 左記転勤先へは月割額 円を	納付書の 必要 □必要 □不要
	所在地(送付先)		月分( 月 日納期分)から 特別徴収するよう連絡済みです。	
	氏名又は名称		給与支払報告書の提出時に 選択した、通知書の受け取り 方法	
	受給者番号	電話番号	特別徴収義務者用 □電子 □紙 納税義務者用 □電子 □紙	
※ 通知書の受け取り方法を「電子」と選択した場合は、右の欄もご記入ください。			メールアドレス	

2. 一括徴収（給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について、次の欄に記入してください。）

一括徴収をする場合（該当する項目に○をつけてください。）		徴収予定		一括徴収した税額は、 月分 (納期限 令和 年 月 日)で納入します。
1. 異動が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出があったため。( 月 日申出)	徴収予定年月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	
2. 異動が1月1日から4月30日までの間で、新しい勤務先で特別徴収の継続の希望がないため。		円	円	◆ 1月1日から4月30日の間に退職した方の残額については、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額を上回る場合は、本人から一括徴収の申出がなくても一括徴収してください。
3. 外国人で退職後に国外出国を予定しているため。		円	円	

3. 普通徴収（一括徴収をしない場合（該当する項目に○をつけてください。））

<p>① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため。</p> <p>2. 異動が1月1日から4月30日までの間で、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。</p> <p>3. 死亡による退職であるため。</p>	※柳井市記入欄
--	---------



※1月1日から4月30日の間に退職した方の残額については、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額を上回る場合は、本人から一括徴収の申出がなくても一括徴収してください。

異動届出書の記入例（残額を一括徴収）  
柳井 二郎さんが9月30日で退職し、残税額を会社で一括徴収する場合

異動者の年税額を記入してください。

給与から徴収した月および税額の合計を記入してください。

年税額から徴収済額を差し引いた金額を記入してください。

異動の生じた年月日を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに提出してください

令和〇年〇月〇日提出 (宛先) 柳井市長		(特別徴収義務者) 給与支払者		※柳井市記入欄										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度								
給与支払者の個人番号又は法人番号				1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										特別徴収義務者指定番号			0000012345					
所在地				〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号										運 送 先			部署名及び担当者			〇〇課 山口 花子		
氏名又は名称				〇〇株式会社										電 話 番 号			(0820) 22-0000					
給与所得者個人番号				給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済月		(ウ) 徴収済額		(エ) 未徴収税額 (ア-イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収				
0 0 0 0 0 0 0 0 8 7 1 2				25.300		6 月から 9 月まで		8.500		16.800		令和〇年 9 月 30 日		①退職 ②転勤・転職 ③休職 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (残額を本人が納付)						
フリガナ ヤナイ ジロウ				氏名 柳井 二郎		旧姓 ( )		生年月日 H6年 1月 3日		1月1日現在の住所 柳井市南町一丁目10番0号		現住所 同上		※給与の支払いを受けなくなった後の住所								

該当する番号を○で囲んでください。

2の一括徴収を○で囲んでください。

1. 特別徴収継続 (納税者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目も記入してください。)

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	法人番号	◎転勤の場合(特別徴収継続) 左記転勤先へは月割額 〇〇〇〇円を 〇〇月分( 〇〇月 〇〇日納期分)から 特別徴収するよう連絡済みです。	納付書の要	
	所在地(送付先)			特別徴収義務者用 <input type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> 紙	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	氏名又は名称			納税義務者用 <input type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> 紙	
	受給者番号				
	部署名及び担当者	電話番号		メールアドレス	
※ 通知書の受け取り方法を「電子」と選択した場合は、右の欄もご記入ください。					

2. 一括徴収 (給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について、次の欄に記入してください。)

一括徴収をする場合 (該当する項目に○をつけてください。)			徴収予定		一括徴収した税額は、 10 月分	
① 異動が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出があったため。( 9 月 28 日申出)	徴収予定年月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		(納期限 令和〇年11月10日)で納入します。 ◆1月1日から4月30日の間に退職した方の残額については、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収額を上回る場合は、本人から一括徴収の申出がなくても一括徴収してください。	
	RO.10.20	16.800 円	16.800 円			
② 異動が1月1日から4月30日までの間で、新しい勤務先で特別徴収の継続の希望がないため。						
③ 外国人で退職後に国外出国を予定しているため。						

一括徴収した税額を何月分で納入するかを記入してください。

3. 普通徴収 (一括徴収をしない場合 (該当する項目に○をつけてください。))

1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため。
2. 異動が1月1日から4月30日までの間で、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
3. 死亡による退職であるため。

※柳井市記入欄
---------

未徴収税額の徴収予定日および徴収予定額を記入してください。

該当する番号を○で囲んでください。

一括徴収する場合、いずれかの該当する番号を○で囲んでください。  
※1月1日から4月30日の間に退職した方の残額については、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収額を上回る場合は、本人から一括徴収の申出がなくても一括徴収してください。

異動届出書の記入例（特別徴収継続）  
柳井 三郎さんが9月30日に××有限公司へ転職又は転職し、特別徴収を継続する場合

異動者の年税額を記入してください。

給与から徴収した月および税額の合計を記入してください。

年税額から徴収済額を差し引いた金額を記入してください。

異動の生じた年月日を記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

◎退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに提出してください

令和〇年〇月〇日提出 (宛先) 柳井市長		※柳井市記入欄										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
(特別徴収義務者) 給与支払者		給与支払者の個人番号又は法人番号										特別徴収義務者指定番号					
		所在地										連 絡 先					
		氏名又は名称										部署名及び担当者					
		〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号										0000012345					
		〇〇株式会社										〇〇課 山口 花子					
												(0820) 22-〇〇〇〇					
給与所得者の個人番号		給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済月		(ウ) 徴収済額		(エ) 未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収	
000000008713		フリガナ ヤナイ サブロウ		25.300		6 月から		8.500		16.800		令和〇年 9 月 30 日		1. 退職 2. 転勤・転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(残額を本人が納付)	
氏名 柳井 三郎		旧姓( )															
生年月日 H6年 1月 4日		1月1日現在の住所 柳井市南町一丁目10番0号				9 月まで											
現住所 同上		※給与の支払いを受けなくなった後の住所															

該当する番号を〇で囲んでください。

1の特別徴収継続を〇で囲んでください。

1. 特別徴収継続(納税者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目も記入してください。)

新しい給与支払者(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	0000054321	法人番号		◎転勤の場合(特別徴収継続)左記転勤先へは月割額 2,100 円を 10 月分(11 月 10 日納期分)から特別徴収するよう連絡済みです。 給与支払報告書の提出時に選択した、通知書の受け取り方法	納 付 書 の 要 否 <input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要
	所在地(送付先)	柳井市南浜四丁目5番3号				
	氏名又は名称	××有限公司				
	受給者番号	A234-2233				
	部署名及び担当者	〇〇課 柳井 和子	電話番号	0820-22-XXXX	特別徴収義務者用 <input checked="" type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> 紙 納税義務者用 <input type="checkbox"/> 電子 <input checked="" type="checkbox"/> 紙	
※ 通知書の受け取り方法を「電子」と選択した場合は、右の欄もご記入ください。					メールアドレス	abcdefghijklm.co.jp

新しい勤務先での徴収開始月と徴収額(月額)を新しい勤務先に連絡のうえ記入してください。

事業所で管理されている受給者番号がある場合は記入してください。

特別徴収を継続する新しい勤務先の指定番号、名称等を記入してください。

2. 一括徴収(給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について、次の欄に記入してください。)

一括徴収をする場合(該当する項目に〇をつけてください。)	徴収予定			一括徴収した税額は、____月分 (納期限 令和____年____月____日)で納入します。	
1. 異動が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出があったため。( 月 日申出)	徴収予定年月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)		
2. 異動が1月1日から4月30日までの間で、新しい勤務先で特別徴収の継続の希望がないため。		円	円		
3. 外国人で退職後に国外出国を予定しているため。		円	円		
◆ 1月1日から4月30日の間に退職した方の残額については、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額を上回る場合は、本人から一括徴収の申出がなくても一括徴収してください。					

特別徴収義務者用、納税義務者用のどちらか一方でも電子を選択した場合には必ずメールアドレスを記入

3. 普通徴収(一括徴収をしない場合(該当する項目に〇をつけてください。))

1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため。
2. 異動が1月1日から4月30日までの間で、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
3. 死亡による退職であるため。

※柳井市記入欄
---------

**特別徴収への変更届出書の記入例(普通徴収から特別徴収へ切替)**  
 柳井 四郎さんが9月20日に〇〇株式会社に就職し、年度途中で普通徴収から特別徴収に切り替える場合

令和 ○ 年度 市民税 県民税 特別徴収への変更届出書  
 森林環境税

◎ 給与所得者を普通徴収(個人納付)から特別徴収(給与から税額を徴収)に変更される場合に提出してください。

令和 ○年 ○月 ○日 提出  (宛先) 柳井市長	(特別徴収義務者) 給与支払者の法人番号又は個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	特別徴収義務者 指 定 番 号 <b>0000012345</b>	
		所在地 <b>〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号</b>		連 絡 先
		氏名又は名称 <b>〇〇株式会社</b>		部 署 名 及 び 担 当 者 <b>〇〇課 山口 花子</b>  電 話 番 号 <b>(0820) 22-0000</b>
給 与 所 得 者				
給 与 所 得 者 の 号 給 与 者 の 番 号	0 0 0 0 0 0 0 0 8 7 1 4	普通徴収	<b>2</b> 期分( 8月 31日納期限) まで納付済みです。	
給与所得者の 受給者番号	<b>〇〇〇×××△△△</b>	特別徴収	<b>10</b> 月分( 11月 10日納期限) から特別徴収します。 ※提出月の翌月以降を記入してください。	
フリガナ	<b>ヤナイ シロウ</b>			
氏 名	<b>柳井 四郎</b>	申 請 理 由	<u>RO</u> 年 <u>9</u> 月 <u>20</u> 日 ① 就職 2. その他 ( )	
生 年 月 日	<b>H6 年 1 月 5 日</b>			
1月1日現在 の 住 所	<b>柳井市南町一丁目10番0号</b>	給与支払報告 書の提出時に 選択した通知 書の受け取り 方法	特別徴収義務者用 <input checked="" type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> 紙 納税義務者用 <input type="checkbox"/> 電子 <input checked="" type="checkbox"/> 紙  納付書の要否 <input type="checkbox"/> 必要・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要	
現 住 所	<b>同上</b>	上記で電子を 選択した場 合は、右の欄もご 記入ください。	メールアドレス  <b>abcdefghijklm.co.jp</b>	
備 考 欄				

柳井市での特別徴収が初めての事業所の場合は「新規」と記入していただくか、空欄のまま提出

各事業所にて割り当てている受給者番号があればご記入ください。

既に納付した普通徴収の期と特別徴収の開始する月を記入してください。  
  
※納期限を過ぎた普通徴収分は特別徴収に切替できません。

届出書を提出する時点での住所を記入してください。

特別徴収義務者用、納税義務者用のどちらか一方でも電子を選択した場合には、必メールアドレスをご記入ください

※ 過年度分及び納期限の過ぎた普通徴収税額を特別徴収に変更することはできません。  
 ※ 特別徴収対象者には、二重納付を防ぐためお手持ちの領収済でない納付書を使用されないようお伝えください。  
 ※ A4サイズでコピーして使用していただくか、柳井市のホームページ(<https://www.city-yanai.jp/>)よりダウンロードしてご利用ください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎ 退職、転勤、休職等の異動があった場合には、翌月の10日までに提出してください

令和 年 月 日 提出 (宛先) 柳井市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	給与支払者の個人番号又は法人番号						特別徴収義務者 指定番号	※柳井市記入欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
			所在地	〒					連絡先	部署名及び担当者			
			氏名又は名称						電話番号	( )	-		
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収				
給与所得者の 個人番号				月から			令和 年	1. 退職 2. 転勤・転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 ( )	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (残額を本人が納付)				
フリガナ				月まで			月 日						
氏名	旧姓 ( )												
生年月日	年 月 日												
1月1日現在の 住所													
現住所	※給与の支払いを受けなくなった後の住所												

1. 特別徴収継続 (納税者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目も記入してください。)

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	法人番号						◎転勤の場合(特別徴収継続) 左記転勤先へは月割額_____円を		納付書の 要否  <input type="checkbox"/> 必要  <input type="checkbox"/> 不要
	所在地 (送付先)						_____月分(____月____日納期分)から 特別徴収するよう連絡済みです。			
	氏名又は名称						給与支払報告 書の提出時に 選択した、通知 書の受け取り 方法	特別徴収義務者用 <input type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> 紙 納税義務者用 <input type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> 紙		
	受給者番号						メールアドレス			
部署名及び 担当者	電話番号						※ 通知書の受け取り方法を「電子」と選択した場合は、右の欄もご記入ください。			

2. 一括徴収 (給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について、次の欄に記入してください。)

一括徴収をする場合 (該当する項目に○をつけてください。)	徴収予定			一括徴収した税額は、_____月分 (納期限 令和____年____月____日)で納入します。
1. 異動が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出があったため。( 月 日申出)	徴収予定年月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	◆ 1月1日から4月30日の間に退職した方の残額については、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額を上回る場合は、本人から一括徴収の申出がなくても一括徴収してください。
2. 異動が1月1日から4月30日までの間で、新しい勤務先で特別徴収の継続の希望がないため。		円		
3. 外国人で退職後に国外出国を予定しているため。		円	円	

3. 普通徴収 (一括徴収をしない場合 (該当する項目に○をつけてください。))

1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため。
2. 異動が1月1日から4月30日までの間で、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
3. 死亡による退職であるため。

※柳井市記入欄

※ A4サイズでコピーして使用していただくか、柳井市のホームページ(<https://www.city-yanai.jp/>)よりダウンロードしてご利用ください。

令和 年度

市民税  
県民税  
森林環境税

特別徴収への変更届出書

◎ 給与所得者を普通徴収(個人納付)から特別徴収(給与から税額を徴収)に変更される場合に提出してください。

令和 年 月 日 提出  (宛先) 柳井市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	給与支払者の法人番号又は個人番号											特別徴収義務者 指 定 番 号			
		所在地	〒										連 絡 先	部署名及び 担当者		
		氏名又は名称												電話番号	( ) -	
給 与 所 得 者																
給与所得者の 個人番号											普通徴収	<input type="text"/> 期分( 月 日納期限) まで納付済みです。				
給与所得者の 受給者番号											特別徴収	<input type="text"/> 月分( 月 日納期限) から特別徴収します。 ※提出月の翌月以降を記入してください。				
フリガナ											申請理由	年 月 日		1. 就職 2. その他 ( )		
氏 名												給与支払報告書の提出時に 選択した通知書の受け取り 方法	特別徴収義務者用 <input type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> 紙 納税義務者用 <input type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> 紙		納付書の要否 <input type="checkbox"/> 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要	
生 年 月 日	年		月		日		現 住 所						上記で電子を選択した場合は、右の欄もご記入ください。			
1月1日現在の住所											メールアドレス					
備考欄																

※ 過年度分及び納期限の過ぎた普通徴収税額を特別徴収に変更することはできません。

※ 特別徴収対象者には、二重納付を防ぐためお手持ちの領収済でない納付書を使用されないようお伝えください。

※ A4サイズでコピーして使用していただくか、柳井市のホームページ(<https://www.city-yanai.jp/>)よりダウンロードしてご利用ください。



ゆうちょ銀行・郵便局を利用される  
特別徴収義務者の方へ（お願い）

特別徴収税額の納入先として中国地方以外  
のゆうちょ銀行・郵便局を希望される  
場合、右の『指定通知書』に希望のゆう  
ちょ銀行・郵便局名を記入のうえ、第1  
回目の納入書とともに、そのゆうちょ銀  
行・郵便局へ提出してください。

※森林環境税について

森林環境税についても、森林環境税及び  
森林環境贈与税に関する法律第8条1項  
の規定により、市民税・県民税に係る徴  
収金と合わせて納入することになります。

切り取り線

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行

店長 様  
郵便局長 様

山口県柳井市長

指 定 通 知 書

貴局を地方税法321条の5第4項の規定により当市の市民税・県民税  
及び森林環境税（特別徴収税額）の納入取扱店（局）に指定しましたので  
通知します。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1. 認可又は承認番号 | 貯業997号         |
| 2. 口座番号     | 01590-7-960021 |
| 3. 加入者の名称   | 柳井市会計管理者       |
| 4. 取りまとめ局   | 広島貯金事務センター     |